

風俗営業等を営まれる皆様へ

はじめに

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」といいます。)及び「香川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(以下「条例」といいます。)」に基づき風俗営業等の許可を取得された営業者のみなさんは、法に基づいて風俗営業等を営むことができることとなります。

風俗営業等を営むにあたっては、法令等で定められた禁止事項や遵守事項を守り、健全な営業に努めていただくようお願いします。

この資料は、風俗営業者等の義務や遵守事項、禁止行為などについてとりまとめたものです。

風俗営業について

第1 風俗営業の種別

平成27年の法改正により風俗営業は下記の種別に変更になりました。

風俗営業	接待飲食等営業	1号営業 (キャバレー・社交飲食店等)	キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて <u>客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業</u>
		2号営業 (低照度飲食店)	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で <u>客席における照度を10ルクス以下として営むもの</u> (前号に該当する営業を除く)
		3号営業 (区画席飲食店)	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、 <u>他から見通すことが困難</u> であり、かつ、その <u>広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの</u>
	その他	4号営業 (ぱちんこ屋等)	まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて <u>客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業</u>
		5号営業 (ゲームセンター等)	スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備える店舗その他これに <u>区画された施設において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業</u> (前号に該当する営業を除く)

※ 照度について

10ルクスとは、おおむね10ワットの電球から1メートル離れたところの明るさで、例を挙げると映画館等の休憩時間中の明るさです。10ルクス以上であれば、物の色がはっきりと分かり、判別ができますが、5ルクス以下では文字の判別が困難です。

第2 風俗営業の許可等

1 風俗営業の許可

風俗営業を営もうとする方は、風俗営業の種別に応じて、営業所ごとに当該営業所を管轄する公安委員会の許可を受ける必要があります。

2 許可の基準

風俗営業の許可を受けるには、

人(法人の場合は法人及び役員) + 場所 + 営業所の構造、設備

に関する基準を満たす必要があります。

いずれの基準も複雑な規制がありますので、風俗営業を営もうとする場合は、事前に営業所を管轄する警察署の生活安全課にご相談ください。

(1) 人の基準

次のいずれかの欠格事由に該当する方は、許可を受けることはできません。

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- イ 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は法第4条第1項第2号に掲げる罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第6条で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- エ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- オ 風俗営業の許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して5年を経過しない者
- カ 風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に許可証の返納をした者で当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
- キ 前記カに規定する期間内に合併により消滅した法人又は許可証の返納をした法人の前記カの公示前60日以内に役員であった者で当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないもの
- ク 前記カに規定する期間内に分割により前記カの聴聞に係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人又はこれらの法人の前記カの公示の前60日以内に役員であった者で当該分割の日から起算して5年を経過しないもの
- ケ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
- コ 法人でその役員のうち前記ア～クまでのいずれかに該当する者があるもの

(2) 場所の基準

次のいずれかの地域に該当する場合は、許可を受けることはできません。詳しくは条例等を確認してください。

営業所が良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い香川県の条例で定める地域内にあるとき

ア 第一種区域

イ 学校等(学校、幼保連携認定こども園及び図書館の敷地(これらの用に供すると決定した土地を含む))の周囲70メートル又は病院等(病院、患者を入院させるための施設のある診療所の敷地(これらの用に供すると決定した土地を含む))の周囲20メートルの区域内の第二種区域及び第三種区域

ウ 学校等の敷地の周囲100メートル又は病院等の敷地の周囲50メートルの区域内の第四種区域

(3) 構造及び設備の基準

営業所の種別に応じ、国家公安委員会規則で構造、設備に関する基準が定められていますので、その基準に適合しないと許可を受けることができません。

3 許可証の交付等

(1) 許可証の交付と掲示義務

公安委員会が審査し許可したときは、申請者に対し許可証が交付されます。交付された許可証は営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。

(2) 許可証の再交付

公安委員会から交付された許可証を亡失し又は滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければなりません。

(3) 許可証の書換え

許可証の記載事項が変更になる場合は、書換えの申請を行わなければなりません。

(4) 許可の取消し

公安委員会は、許可を受けた者が、次に掲げる事項のいずれかに該当すると判明した場合は、許可を取消すことができます。

- ア 偽りその他不正の手段により許可又は承認をうけたこと
- イ 欠格事由のいずれかに該当していること
- ウ 正当な事由がないのに、許可を受けてから6月以内に営業を開始せず、又は引き続き6月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと
- エ 3月以上所在不明であること

(5) 許可証の返納

次のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞無く、許可証を公安委員会に返納しなければなりません。

- ア 風俗営業を廃止したとき
- イ 許可が取消されたとき
- ウ 許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を発見したとき、又は盗難の被害にあった許可証が戻ったとき(発見したり、戻ってきた許可証を返納)
- ※ アとウに該当する場合は、当該事由が発生した日から10日以内に返納しなければなりません。

第2 風俗営業の遵守事項と禁止行為

1 遵守事項

風俗営業を営む方は、法や条例に規定されている次のような遵守行為を守らないといけません。
遵守事項に違反した場合、指示や営業の停止などの処分を受けます。
遵守事項やこの後の禁止行為の詳細は法や条例で確認してください。

(1) 法で規定する遵守事項

ア 構造及び設備の維持

営業所の構造は、国家公安委員会規則の基準に適合するように維持しないといけません。

許可後に営業所の構造又は設備を変更する場合は、その態様によって、あらかじめ変更承認申請が必要であったり、変更後に変更届の提出が必要であったりしますので、構造又は設備の変更をするときは、営業所を管轄する警察署の生活安全課に相談してください。

イ 営業時間の制限

風俗営業者は、午前0時から午前6時までの時間は、原則営業してはいませんが、条例で定める地域では、午前1時まで営業を行うことができます。

※ 1月1日、12月30日及び12月31日は県内全域で午前1時まで営業ができます。

ウ 照度の規制

営業所内の照度は、国家公安委員会規則で定めている数値以下では営業できません。

- 1号営業、2号営業は、5ルクスを超える照度が必要
- 3号営業から5号営業は、10ルクスを超える照度が必要

エ 騒音及び振動の規制

騒音及び振動は、地域や時間帯により規制の数値が定められていますので、数値以上の騒音・振動が生じないように営業をしないといけません。

オ 広告及び宣伝の規制

営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法での広告、宣伝をしてはいけません。行ってはいけない広告の例は次のとおりです。

- 視覚に訴える広告、宣伝は、裸や卑わいな行為が掲載されているもの
- 聴覚に訴える広告、宣伝は、内容が卑わいであったり、著しく大きな騒音を発しているもの

カ 料金の表示

風俗営業者は、その営業に係る料金を営業所において見やすいように表示しないといけません。

キ 年少者の立入禁止の表示

1号営業から4号営業は、18歳未満の者が営業所に入ってはならない旨の表示を営業所の入り口に掲げなければなりません。なお、5号営業(ゲームセンター営業)は、18歳未満の立ち入らせができますが、16歳未満の者は午後6時以後午後10時前の時間において立ち入ってはならない(保護者同伴の場合を除く。)旨の表示をしないといけません。

ク 接客従業者に対する拘束的行為の規制

(ア) 接待飲食店等営業を営む者はその営業に関して次の行為をしてはいけません。

- 接客従業者(営業所で客に接する業務に従事する者をいう。)に対し、接客従業者でなくなった場合には直ちに残りの債務を完済することを条件として不相当に高額な債務を負担させること。
- 不相当に高額な債務を負担させた接客従業者の旅券等を保管又は第三者に保管させること。

(イ) 接待飲食店等を営む者は、接客業務受託営業(コンパニオン派遣事業等)の経営者が当該接客業務受託営業に関し、上記(ア)又は売春防止法に規定する一定の行為に違反している疑いがあると認められるときは、当該接客業務受託営業者の接客従業者(コンパニオン等)が、その営業所で客に接する業務に従事することを防止するため、必要な措置をとらないといけません。

(2) 条例で規定する遵守事項

条例で規定する遵守事項のうち、全営業に共通のものは、次のとおりです。営業の種別によっては、他の遵守事項が定められていますので、詳しくは条例で確認してください。

ア 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は従業者若しくは客にこれらの行為をさせないこと。

イ 客の求めない飲食物を提供しないこと。

ウ 従業者に売り上げ競争をさせないこと。

エ 営業所で店舗型性風俗特殊営業を営み、又は営ませないこと。

オ 営業所(旅館業法の許可を受けた者が営む旅館業の客室を除く。)で客に就寝又は宿泊(休憩を含む)をさせないこと。

2 禁止行為

(1) 名義貸しの禁止

風俗営業の許可を受けた方は、自己の名義をもって他人に営業を営ませてはいけません。

※ 名義貸しは、罰則があり「2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又は併科」となっています。

(2) 禁止行為

風俗営業を営む方は、次の行為をしてはいけません。

ア 営業に関し客引きをすること。

イ 営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

ウ 営業所で18歳未満の者に客に接待をさせること。

エ 営業所で午後10時から翌日の午前6時までの時間において18歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

オ 18歳未満の者を客として立ち入らせること(5号営業の営業所にあつては、午後10時から翌日の午前6時までの時間は保護者同伴でも客として立ち入らせること。)

カ 営業所で20歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

第1 特定遊興飲食店営業の許可

特定遊興飲食店営業(ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興させ、客に飲食させる営業(酒類を提供して営む者に限る。))で、深夜(午前0時から午前6時まで)に営むもので照度が10ルクスを超えるものについては、営業所ごとに許可が必要です。

※ 照度が10ルクス以下の場合は、風俗営業の低照度飲食店の許可が必要で、原則午前0時までの営業しかできません。

※ 深夜酒類提供飲食店営業の場合は、午前0時から午前6時までには遊興を行うことはできません。

1 許可の基準

(1) 人の基準

風俗営業に関する規定が準用されます。

(2) 場所の基準

特定遊興飲食店営業は営業を行える場所が定められています。場所については風俗営業が午前1時まで行える地域と同一です(ただし、営業所がホテル営業又は旅館営業に係る施設内に所在し、かつ良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため、特にその設置が許容されるものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの(以下「ホテル等内適合営業所」という。)を除く。)

目安は次の地図に黄色で示している地域になります。詳細は条例で確認するか、当該地域を管轄する警察署の生活安全課にお問い合わせください。



(3) 営業所の構造、設備の基準

営業所の構造、設備の基準は次の旨が国家公安委員会規則で定められており、適合しないと営業することはできません。詳細は国家公安委員会規則を確認してください。

- ア 客室の床面積は、1室の床面積を33平方メートル以上とすること。
- イ 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。
- ウ 善良な風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。

- エ 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りではない。
- オ 営業所内の照度が10ルクス以下とならないように維持されるための必要な構造又は設備を有すること。
- カ 騒音又は振動の数値が条例で定める数値に満たないように維持されるための必要な構造又は設備を有すること。

※ ホテル等内適合営業所の基準は別に定められています。

2 許可証の交付、掲示、再交付、取消し、返納

風俗営業に関する規定が準用されます。

第2 特定遊興飲食店営業の遵守事項と禁止行為

1 遵守事項

特定遊興飲食店営業を営む方は、法や条例に規定されている次のような遵守行為を守らないといけません。

遵守事項に違反した場合、指示や営業の停止などの処分を受けることとなります。

遵守事項やこの後の禁止行為の詳細は法や条例で確認してください。

(1) 法で規定する遵守事項

ア 構造及び設備の維持

営業所の構造は、国家公安委員会規則の基準に適合するように維持しないとけません。

許可後に営業所の構造又は設備を変更する場合は、その態様によって、あらかじめ変更承認申請が必要であったり、変更後に変更届の提出が必要であったりしますので、構造又は設備の変更をするときは、営業所を管轄する警察署の生活安全課に相談してください。

イ 営業時間の制限

特定遊興飲食店営業者は、県内全域において、午前6時後午前9時までの時間は、深夜から引き続き営業をしてはいけません。

ウ 照度の規制

営業所内の照度は、10ルクス以下では営業できません。

エ 騒音及び振動の規制

騒音及び振動は、地域や時間帯により規制の数値が定められていますので、数値以上の騒音・振動が生じないように営業をしないとけません。

オ 年少者の立入禁止の表示

特定遊興飲食店営業者は、午後10時から午前0時までの時間において、保護者が同伴しない18歳未満の者が、深夜(午前0においては18歳未満の者が、営業所に入ってはならない旨の表示を営業所の入り口に掲げなければなりません。

キ 接客従業者に対する拘束的行為の禁止

風俗営業の遵守事項が準用されます。

(2) 条例で規定する遵守事項

- ア 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗環境を害する行為をし、又は従業者若しくは客にこれらの行為をさせないこと。
- イ 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- ウ 営業中において、営業所の出入口及び営業所外に直接通ずる客室の出入口に施錠をし、又はさせないこと。
- エ 営業所で店舗型性風俗を営み、又は営ませないこと。
- オ 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- カ 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業を営まないこと。
- キ 午後6時以後午後10時前の時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせないこと。ただし、保護者が同伴する18歳未満の者については、この限りではない。

2 禁止行為

(1) 名義貸しの禁止

特定遊興飲食店営業の許可を受けた方は、自己の名義をもって他人に営業を営ませてはいけません。

※ 名義貸しは、罰則があり「2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又は併科」となっています。

(2) 禁止行為

特定遊興飲食店営業を営む方は、次の行為をしてはいけません。

- ア 営業(深夜における営業に限る。)に関し客引きをすること。
- イ 営業(深夜における営業に限る。)に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- ウ 営業所で18歳未満の者に客に接待をさせること。
- エ 営業所で午後10時から翌日の午前6時までの時間において18歳未満の者を客に接する業務に従事させること。
- オ 午後10時から翌日の午前6時までの時間において18歳未満の者を客として立ち入らせること(午後10時以後翌日の午前0時前の時間において保護者が同伴する18歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く)。
- カ 営業所で20歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

お問い合わせ先

香川県警察本部 生活安全部生活安全企画課 営業係 ☎087-833-0110
最寄りの警察署 生活安全課又は生活安全刑事課